

埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰（下水道局）要綱

（目的）

第1条 この要綱は、建設事業の公共性に鑑み、埼玉県下水道局が発注した委託業務を、優秀な成績で完了した受託業者及び管理技術者（技術管理者、照査技術者を含む。以下「管理技術者等」という。）を表彰することにより、受託業者の技術の向上を図るとともに、委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

（対象業務）

第2条 表彰の対象業務は、下水道局が発注する委託業務のうち、表彰実施年度の前年度に完了し、次のいずれかに該当するものとする。

測量業務（用地測量を含む）、地質・土質調査業務、設計業務、調査業務、計画業務、単純調査業務、点検業務 等

（ただし、雑草刈払等の維持管理業務を除く）

（表彰の種類）

第3条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

（1）優秀賞 表彰対象業務の履行において、必要とされる業務困難度（構想力、応用力、知識）が高く、かつ第4条（1）から（4）に該当し、他の模範となる受託業者及び管理技術者等を表彰する。

（2）奨励賞 県内業者（埼玉県の「競争入札参加資格者名簿 設計・調査・測量 ー県内業者ー」に登録されている者をいう。）が受託した表彰対象業務の履行において、第4条（1）から（4）に該当し、他の模範となる受託業者及び管理技術者等を表彰する。

（表彰の基準）

第4条 表彰は、次の各号に該当し、他の模範とするに足るものに対して行う。

（1）業務内容を的確に理解し、事前準備、企画力等が優れていること。

（2）工程管理、現地の把握、技術力、創意工夫等が優れていること。

（3）成果のとりまとめ、目的の達成度等が優れていること。

（4）その他、事業の遂行に著しく貢献したもの。

（欠格事項）

第5条 第2条及び前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

（1）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止

又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。

- (2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加停止の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- (3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。
- (4) 表彰実施年度の過去2年度当初から表彰日までの間において、下水道局発注業務の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかったことがあった場合。
- (5) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第6条 表彰対象業務の推薦については、別に定める実施基準に基づき、それぞれの業務の発注課所長が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第7条 第4条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、別表1の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 委員会は、別に定める実施基準に基づいて、専門的事項を調査、審議して、表彰候補者を選定する。
- 8 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 委員長は、委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、年1回下水道局長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、下水道事業課に置く。

(実施基準)

第11条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 5月 1日から施行する。

別表1

審査委員会

| 区 分 | 職 名 |
|-------|---|
| 委 員 長 | 下水道局長 |
| 副委員長 | 下水道管理課長 |
| 委 員 | 下水道事業課長 荒川左岸南部下水道事務所長 荒川右岸下水道事務所長 荒川左岸北部下水道事務所長 中川下水道事務所長 |